第4章 めざす都市像の実現に向けた取り組み

1 市政の変革と基盤強化

ここでは、「めざす都市像」の実現に向けて施策・事業を推進していくための市政 運営にあたり、その基本的な考え方や、行政を取り巻く潮流や課題を踏まえ、取り 組みの方向性を示します。

行政運営における基本的な考え方

あらゆる行政サービスは、人権尊重の理念のもと、公正・公平に提供されなければなりません。また、行政運営にあたり、常に組織及び運営の合理化に努め、最少の経費で最大の効果を挙げることは、地方自治法に定められた地方公共団体の責務です。

近年では、ライフプラン、ライフスタイル、価値観の変化・多様化や SDGs の認知拡大等に伴い、多様性(ダイバーシティ)や包摂性(インクルージョン)に対する要請がこれまで以上に強まっており、本市には、SDGs 未来都市*として、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を先導していくことが求められています。

そのため、職員は常に人権を尊重し、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、多様性・包摂性に対する十分な認識のもと、全体の奉仕者として公正・公平な判断と誠実な職務の遂行に努めます。また、多様な市民の意見を市政に反映する機会を積極的に設け、とりわけ、「子どもは権利の主体」「子どもは社会の構成員」という観点から、子どもが直接関わる事項に限定せず、子どもの社会参画の機会を積極的に確保していくことで、大人のみでは気が付くことができない新しい視点・発想による意見を取り入れていきます。

このように、誰一人取り残さない社会の実現に向け、"人"中心の行政サービスの 提供に取り組んでいくことが必要となります。

そして、市政に関する情報を市民にとってわかりやすく提供し、情報公開を進めることで透明性の高い市政を推進するとともに、本市が保有する個人情報を適正に取り扱うことで、市民に信頼される市政を推進します。

[※]**SDGs 未来都市**: SDGs の達成に向けた優れた取り組みを提案する都市として国が選定するものであり、 本市は令和元 (2019) 年7月に選定を受けた。(令和5 (2023) 年5月現在、182都市が選定)

行政を取り巻く潮流

本市は、今後本格的な人口減少局面を迎えますが、生産年齢人口については、平成4(1992)年をピークとして既に約1割減少しています。今後も生産年齢人口は減少していくものと考えられ、行政運営においてもさらなる労働者不足が懸念されています。

そのような中、高齢者人口は今後さらに増加が見込まれていることなどから、扶助費の増加に伴う厳しい財政状況が懸念される一方で、大規模災害や重大な感染症*等のリスクへの備えが必要となるほか、既存の社会インフラや施設の老朽化対応に伴う公共投資についても引き続き必要になるものと考えられます。

さらに、国際的な都市間競争が激化する中、名古屋大都市圏*における経済・社会・文化の中枢都市である本市は、間近に迫るアジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を本市や圏域、ひいては日本全体の成長につなげていくための投資についても、時期を逸することなく積極的に行う必要があります。

市政運営にあたっては、これまでも市民サービスの向上や業務の効率化を目的に デジタル化が進められてきましたが、コロナ禍を契機にデジタル化の必要性はさら に高まり、国は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」をビジョンに掲 げ、デジタル庁の設置やデジタル社会形成基本法の成立等、デジタル社会の実現に 向けた動きを加速しています。

また、行政課題が多様化・複雑化する中、民間の創意工夫やイノベーションを活かした公民連携による行政課題等の解決への期待が高まっており、民間においても、SDGs の認知拡大等により「社会貢献活動(CSR)」や社会価値と経済価値とを両立させる「公と民による共有価値の創造(CSV)」を推進する企業等が増加するなど、行政と民間とが「公共」をともに担う時代へと転換しつつあります。

こうした考え方や行政を取り巻く潮流を踏まえて、以下の4つの観点から市政を 変革するとともに、人材・組織・財政など市政運営の基盤強化を図ります。

- (1) 市民の満足度を高める市政運営
- (2) 新たな価値の創造や多様な主体との連携
- (3)持続可能な自治体経営
- (4) 名古屋市がめざす大都市制度

[※]**重大な感染症**:本計画では、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のことをいう。 **名古屋大都市圏**:名古屋市を中心におおむね 30~50km の範囲で、産業、観光、防災など分野ごとに 柔軟に捉えたエリア。

(1) 市民の満足度を高める市政運営

市民サービスの質の向上

社会状況の変化に伴い、市民ニーズの多様化・複雑化が進んでいる一方で、今後は、生産年齢人口の減少により、行政運営においてもさらなる労働者不足が懸念されています。

そのような中でも、市民が快適かつ迅速に行政手続きを行うことができるよう努めるとともに、多様な市民の意見に耳を傾け、施策に反映させるなど市民一人ひとりのニーズに応じた誰一人取り残さない市民サービスを提供することが求められています。

また、本市の中でも、外国人住民が増加している地域や高齢化が進む地域が出て くるなど、地域ごとの特性が顕著となっており、行政による画一的な施策では対応 が困難な状況が生じてきています。

そのため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所では、自主性・主体性を 発揮し、区の特性に応じたまちづくりを推進することが必要となっています。

取り組みの方向性

①市民満足度(CS)の向上

多様な市民のニーズに応えるため、幅広い方法で行政サービスを提供するとともに、職員の接遇向上を一層図ることで CS の向上を図ります。

また、時代に即したさまざまな手法を取り入れた広聴活動や、市民による市政参加の機会を通じて、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に把握するとともに、市政運営への適切な反映に努めます。加えて、市民の利便性を高めるため、効率的かつ効果的なコールセンターの設置・運営に取り組みます。

②区行政の推進

多様化・複雑化する地域課題を解決するため、市民と直接関わる行政の最前線である区役所の企画調整機能を強化するとともに、市民生活のさまざまな分野を所管する局室・区内公所等との連携を強化し、区における総合行政を推進します。

また、区民とともに地域の課題解決に取り組むため、区民が区政へ参画する場である区民会議の議論を踏まえ、区の特性に応じたまちづくり事業を各区において推進します。

伝わる広報

「広報」とは、本市と市民や事業者、在勤・在学の方、本市を訪問される方(以下「市民等」という。)との間に良好な関係を築き、維持し、さらなる信頼関係を築くための活動です。そのため、本市広報においては、市民等の性別や年齢、障害の有無、国籍、生活環境などに関わらず、必要な行政情報を市民等に対して確実に届けることや、市民等が自ら必要とする行政情報をいつでも得られるようにすることが求められています。また、これらを実践するにあたっては、事業目的に即した市民等の行動変容につながる「伝わる広報」であることが重要となります。

行政情報を届けるための広報媒体について、以前は新聞やテレビ・ラジオなどの 媒体が中心となっていました。しかしながら、デジタル化の急速な進展に伴い、ス マートフォンやタブレット端末が普及し、あわせて SNS やインターネット動画など の新たな媒体が台頭してきたことにより、広報媒体の多様化が進んでいます。

このように広報を取り巻く環境が著しく変化している中で、本市が時代に即した「伝わる広報」を展開していくためには、ただ単に広く市民等に情報発信をするだけではなく、事業目的などから当該情報を届けたいターゲット層やそれに適した広報媒体を意識した、きめ細かな情報発信をしていくことが必要となります。

また、広報には、広報媒体を使った広報活動のほかにも、窓口での市民等とのコミュニケーションや、職員が地域に出向いて施策に関する説明を行うことなども含まれます。その点を踏まえると、広報の主体はすべての職員であるといえることから、職員一人ひとりが広報の意味と重要性を認識し、広報に関する知識や技術、ノウハウを向上させることも「伝わる広報」には必要となります。

取り組みの方向性

戦略的な広報の推進

市民等の行動の段階を「認知、興味・関心、検討、行動」に区分し、広報を行う 時点において、市民等のどういった段階の行動を喚起する目的なのかを意識しなが ら、適宜適切なタイミングで、それぞれの段階に適した媒体を使い分けて、戦略的 な広報活動を展開します。

具体的には、本市が意図したタイミングで市民に情報を発信できる新聞やテレビ・ラジオ、SNS などの広報媒体を主に「認知、興味・関心」の喚起を目的に使用し、事業のターゲットや重要度に応じて適した媒体を組み合わせ、市公式ウェブサイトに誘導する役割として活用します。

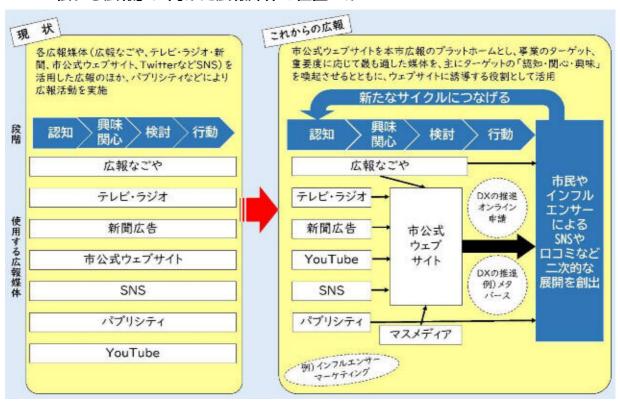
一方、市民等が能動的に情報を取得することができる広報媒体である市公式ウェブサイトは、掲載できる情報量が多く、詳細な情報まで案内できることから、主に「検討、行動」の喚起を目的に使用します。

また、市公式ウェブサイトについては、今後、本市広報のプラットホームとしての機能を高め、市役所 DX 推進の一環としてオンライン申請手続きが円滑に行えるよう、検索性や見やすさなど利便性のさらなる改善を図るとともに、関係部署や他の広報媒体・ウェブサイトとの連携等を推進します。

さらに、広報資材の制作や SNS の活用などにあたっては、専門性の高い外部人材の活用により、デザイン性やアピール力の向上を図ります。

こうした広報活動が事業目的の達成に確実につながるよう、多様化する市民ニーズや広報を取り巻く環境の変化を絶えず注視するとともに、広報効果の検証と職員の意識啓発により一層取り組みます。

■ 「伝わる広報」に向けた広報媒体の位置づけ



(2) 新たな価値の創造や多様な主体との連携

デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

本市においては、市政各分野において多様化・複雑化するさまざまな課題に的確に対応していくため、平成31(2019)年3月に策定した「名古屋市ICT活用に関する基本方針」のもと市民サービスや市役所の業務の「改善」に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症への対応において、医療、雇用、産業、市民生活など、あらゆる面でデジタル化をめぐるさまざまな課題が顕在化しました。

一方、国においては、令和3(2021)年5月に、「デジタル社会形成基本法」をは じめとするデジタル改革関連法が制定され、同年9月、デジタル社会実現の司令塔 としてデジタル庁が発足するなど、社会全体のデジタル化に向けた取り組みを加速 してきました。

このような背景や、人材や財源等の行政資源に限りがある中で、デジタルの可能性を最大限に引き出し、効果的に活用していくことは、これまでの課題解決に留まらず、今後の市民の幸福な生活の実現や、地域経済の活性化の上でも不可欠といえます。

そのためには、市政におけるすべての分野においてデジタルの力を活用すること を前提に、あらゆる市民サービスや市役所の業務を「変革」し、市民一人ひとりに より適した市民サービスを提供することが必要です。

また、誰もが安心・安全にデジタル技術を活用できるよう、セキュリティを確保するとともに、年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況などによる情報格差(デジタルデバイド^{**})の是正を図り、誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会を実現することが必要です。

取り組みの方向性

デジタル技術が日常生活や社会活動に浸透・定着する本格的なデジタル社会の到来を見据え、「名古屋市 ICT 活用に関する基本方針」の考え方を継承し、市民サービスや職員の働き方、業務等の DX を推進する「市役所 DX」と、市民の暮らし・産業分野の DX を推進する「都市 DX」を、一体的・加速度的に推進し、市民の生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)の向上や地域経済の活性化、新たな付加価値の創出につなげていきます。

[※]**デジタルデバイド**:パソコンやインターネットなどの情報技術を利用する能力や、情報技術にアクセスする機会の有無によって生じる情報格差。

取り組みにあたっては、行政と民間それぞれが収集・蓄積したノウハウやデータの提供・共有をはじめとした持続可能な協業関係の構築を推進するとともに、市民のデジタルリテラシー*の向上や、企業における専門人材の育成など、デジタル人材の底上げと専門性の向上を図ります。

また、デジタル技術の活用が進められる一方で懸念されるサイバー攻撃の脅威や 個人情報の漏えいなどのリスクに対応するため、セキュリティ対策及び適切な情報 管理を徹底します。

①市役所DXの推進

原則としてすべての行政手続のオンライン化を進め、時間や場所を選ばず、スマートフォンやパソコンなどから手続を完結できるようにするなど、デジタルを活用し、市民一人ひとりにより適した市民サービスの提供をめざします。

市民サービスの変革とあわせて、業務のペーパーレス化の推進や迅速かつ柔軟な働き方の推進、AI等の先端技術を活用した業務の自動化・効率化を図るなど、市役所内部の変革を推進します。

②都市DXの推進

健康・医療・介護、教育、防災、子ども、モビリティ、インフラ、まちのにぎわいづくり等の市民の暮らしに密着した分野、中小企業支援等をはじめとする産業分野において、デジタル技術を積極導入し、課題解決やデータ集積を推進します。

あわせて、まちなかのあらゆる場所において先進技術の実証実験等を積極的に受け入れるとともに社会実装を推進します。

③情報格差(デジタルデバイド)対策の推進

年齢や障害の有無、国籍、経済的な状況などに関わらず、誰もが安心・安全にデジタルを活用できるよう、セキュリティ対策をはじめとした環境づくりやデジタルリテラシーの向上に向けた取り組みを推進します。

④データ利活用の推進

本市が保有する公共データについて、国が公開を推奨するデータ群などを取りまとめた自治体標準オープンデータセットをはじめ、民間の利用ニーズの高い分野を中心にオープンデータのさらなる公開拡充を進め、地域課題の解決や活性化などにつなげます。

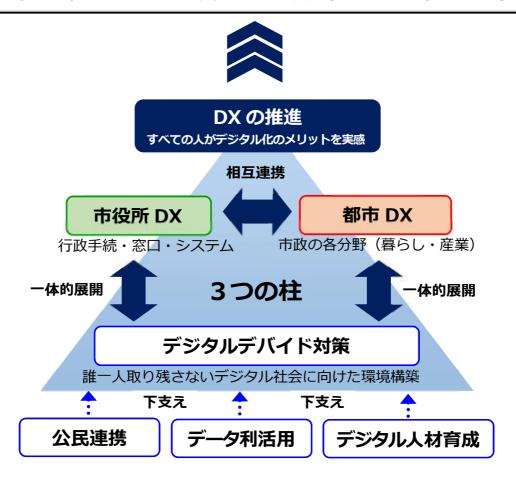
※デジタルリテラシー:デジタル技術を理解して適切に活用するスキル。

公的統計をはじめとしたデータを政策課題や効果を把握するための客観的な証拠(エビデンス)として積極的に活用する EBPM*(証拠に基づく政策立案)を推進するとともに、個々の分野で、デジタルの活用やデータの集積を進め、分野横断的な利活用につなげられるよう、統計をはじめとしたデータに関するリテラシーの向上に努めます。

また、データサイエンス学部を有する名古屋市立大学をはじめとした大学や企業等と連携し、本市が保有するデータを活用した共同研究や AI などの情報科学を駆使した分析、行政課題等の解決、デジタル人材育成を推進します。

■ 市政のあらゆる分野でのデジタル化の推進

新たな付加価値の創出・市民の生活の質の向上・地域経済の活性化



※EBPM: Evidence-based Policy Makingの略。証拠に基づく政策立案。

公民連携の推進

本市では、行政と民間の役割分担の観点や費用対効果・効率性の観点から、民間 活力の積極的な導入を進めてきています。

公共施設の整備・運営等に関しても、民間のノウハウを活用し経費の削減を図るなどの効率的・効果的な実施や、新たな事業機会の創出・民間投資の喚起による経済成長に資するような民間活力の活用は重要であることから、指定管理者制度*やPFI手法の導入など、PPP/PFI*の活用や民営化などの取り組みを引き続き推進していく必要があります。

一方で、コロナ禍や少子化・高齢化の進行、大規模災害への懸念など、近年、本 市を取り巻く状況が大きく変化する中で、社会課題等も多様化・複雑化しており、 質の高い公共サービスを継続的に提供していくためには、市政の幅広い分野におい て、より一層、民間の創意工夫を活かした課題解決が重要となっています。

行政との連携にも前向きな企業等が増加している潮流を踏まえ、公共サービスに 民間のアイデアやノウハウ等を組み合わせ、より質の高い公共サービスの提供につ なげるためには、本市が事業内容をあらかじめ詳細に設定し、実行主体となる民間 事業者を募集することのみでなく、民間との対話を積極的に行い、事業の構想段階 から民間の提案を受け入れていくことが必要です。

行政と民間とが「公共」をともに担い、公共サービスの質の向上や新たな事業機会の創出、地域経済の活性化など、新たな価値をともにつくり上げていくためには、これまでの取り組みに加え、社会課題等の解決につながる民間提案が活発になされるように促すとともに、本市の市政各分野においても、より積極的に公民連携を推進していくように取り組むことが必要です。

取り組みの方向性

①公民の対話と共創の推進

行政課題等の解決に向けた民間提案に関する一元的な窓口・相談機能(コンシェルジュ機能)や提案実現に向けた伴走機能(コーディネート機能)を有する「公民連携窓口」を活用し、本市の抱える課題やニーズを積極的に公開してそれに対する提案を募集するなど、民間提案の活性化に向けて取り組んでいきます。

[※]**指定管理者制度**:地方公共団体が公の施設の維持管理・運営等を、管理者として指定した民間事業者等に包括的に実施させる手法。

PPP/PFI: PPP は PFI や指定管理者制度、Park-PFI など公共施設の整備・運営等の公民連携手法の総称。PFI は公共施設の整備・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

また、本市と企業、大学、NPOなどにより構成する「公民交流フィールド」を活用し、多様な主体との相互理解を深め、協働・連携意識の醸成やネットワーク構築を推進するとともに、行政課題等の解決に向けた公民対話の機会等を通じて、新たな連携の創出につなげていきます。

効率的・効果的・継続的に公民連携を実施していくために、本市における公民連携の基本的なルールやプロセスの周知を行うとともに、効果的な先行事例やノウハウを蓄積し、本市全体で共有することにより、本市の各部署における主体的な公民連携の実施に向けた理解の促進を図ります。

さらに、中長期的な視点から、特に公民連携によることが有効と考えられる社会 課題等の解決に向けた取り組みをリーディングプロジェクトとして位置づけ、課題 認識やめざす取り組みの方向性について、関係する民間事業者と積極的に共有し、 民間からの効果的な提案を促すなど、公民連携の機運醸成につながる連携事業の創 出に向けて取り組みます。

②PPP/PFIのさらなる活用

公共施設の整備・運営等のPPP/PFIについて、民間事業者の創意工夫を活かすことにより、低廉で良質なサービスを提供できるよう、引き続き市として積極的な導入を推進します。また、これまで本市がPPP/PFIを活用してきた事例やその成果を周知することにより、PPP/PFIの導入に関する機運醸成を図るとともに、今後、本市が事業化を検討している案件を広く周知するなど、民間事業者が公募に参加しやすい環境を整備し、民間活力のさらなる活用を進めます。

PFI法に基づく民間提案を行った事業者へインセンティブを付与するなど、民間事業者による事業提案が積極的に活用されるよう環境整備を進めます。

一方で、急激な物価上昇や自然災害・感染症等の外部要因によりPPP/PFI手法で実施する事業に大きな影響があった場合に備え、市と事業者で適切なリスク分担を行うことで、民間事業者に過度のリスクを負担させることがないよう配慮します。

都市魅力のプロモーションの推進

本市は、圏域における世界レベルの産業技術を背景に商業・サービス業の集積や 大都市ならではの経済力がある一方で、大都市でありながら空間的・時間的なゆと りがある都市です。また、高等教育機関の集積や豊かな文化を有し、スポーツも楽 しめます。さらに、鉄道・高速道路・空港・港の広域的な交流ネットワークの中心 であり、拠点性も有しています。

こうした強みを活かしながら、本市では、各分野においてさまざまな施策・事業 に取り組んでいます。

令和4年度の市政世論調査では、本市を住みやすいと答えた市民は9割を超えるなど、住んでいる人の満足度は高くなっている一方で、市外在住者に対しては、その魅力を十分に伝えきれておらず、他の大都市に比べてブランドイメージが確立しているとは言い難い状況です。

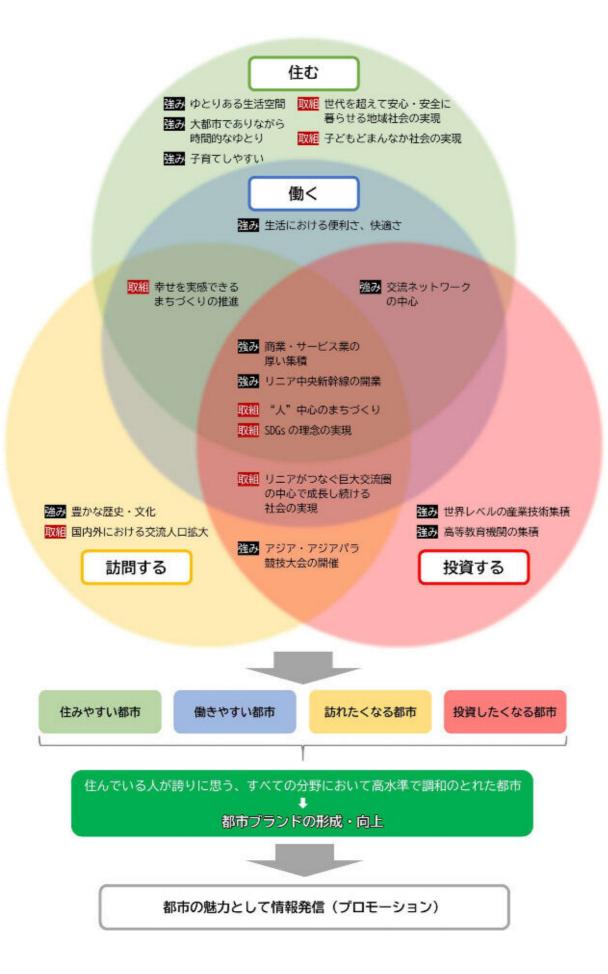
そのため、引き続き効果的な施策・事業に取り組むことで、すべての分野において高水準で調和のとれた都市の実現に努めるとともに、そうした施策・事業により育まれる都市としての魅力を、本市や圏域が有する強みとあわせて、市民のみならず国内外に分かりやすくプロモーションすることが必要です。それにより、本市の魅力をより多くの方に知っていただき、「住みやすい」、「働きやすい」、「訪れたくなる」、「投資したくなる」というブランドを確立し、国内外の人や企業から選ばれる「魅力あふれる名古屋」となることで、住んでいる人の誇りにつなげていくことが必要です。

取り組みの方向性

戦略的なプロモーションの展開

各施策・事業を推進することで都市の魅力の向上を図りつつ、行政のみならず、 市民、企業、大学、NPO などとの連携のもと、多様な媒体やさまざまな機会を捉え て、国内外に対する積極的なプロモーションを展開します。

こうした戦略的なプロモーションを展開することにより、都市ブランドの形成・ 向上、ひいてはさらなる都市の発展につなげていきます。



(3)持続可能な自治体経営

行政改革の推進

地方公共団体においては、最少の経費で最大の効果を挙げる責務があり、本市ではこれまで、行政評価制度の導入や計画的な定員管理の実施、外郭団体改革、指定管理者制度・PPP/PFI による民間活力の活用など、さまざまな行政改革に取り組んできました。

今後、生産年齢人口が減少し、高齢者人口のさらなる増加が見込まれ、厳しい財政状況が引き続き想定される中においても、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応し、持続可能な自治体経営を行っていかなければなりません。

そのためには、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用していく必要があることから、コスト削減などの効率化のみに留まらず、事業の効果を最大限に高めていくためにも、業務の自動化・省力化につながる技術を積極的に活用し、職員でなければできない業務に注力するなど、時代に即した手法を取り入れつつ、不断の行政改革に取り組んでいくことが必要です。

また、職員のライフデザインが多様化し、今後、より柔軟な働き方が求められる中でも、将来にわたって自治体として本来担うべき機能が発揮できるよう、中長期的な観点からの最適な執行体制について検討していく必要があります。

取り組みの方向性

①行政資源の有効活用

◆デジタル・トランスフォーメーション (DX)・公民連携手法の活用

人による目視での確認や書面での掲示などといった、社会全体のデジタル化を妨げるおそれのあるアナログ的な規制や手続きについて、国の取り組みを踏まえつつ、業務のあり方を見直すとともに、デジタル技術による業務の自動化・省力化を進めます。また、民間提案の活性化やPPP/PFIの積極的な導入をめざすなど、さらなる公民連携を推進することで、業務の一層の効率化・効果の最大化を図ります。

◆行政資源のシフト

限られた行政資源を有効かつ効率的に活用するため、効果の薄い事業から、より 効果の高い事業へと行政資源のシフトを促進し、全体として市民サービスの確保・ 向上を図ります。

また、公の施設について、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、引き続き、民間活力の活用を推進するとともに、市の関与の必要性が低下した場合には、必要な見直しを進めます。外郭団体についても、引き続き、「外郭団体のあり方」を踏まえた適切な関与を行います。

◆職員の意識改革

行政改革を進めていくためには、本市の職員がその意識を持つことが不可欠であることから、職員一人ひとりが常に時代の流れを的確に把握した上で、コスト意識と市民感覚を持ち自分ごととして捉え、市政を変革する意識を持って業務を遂行できるよう、職員の意識改革を進めます。

②組織及び定員の最適化

本計画の重点戦略に掲げた取り組みを推進していくために必要な組織を整備・強化するとともに、定員再配分を積極的に行うことにより、必要度・重要度の高い事務事業に重点的に職員を配置します。

そのためには、職員でなければできない業務に注力するほか、業務の集約化・効率化や施設の見直し、委託化の推進などにより効率的な執行体制や、柔軟な組織体制となるように努めます。

また、育児休業等による長期不在者が発生する場合においても、市民サービスを維持し、円滑な業務執行に資するよう引き続き職員を支える職場環境整備に取り組みます。

組織力向上に向けた多様な人材の育成・活用

本市を取り巻く社会情勢は、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模災害などのリスクの増大、ライフプランや価値観、市民ニーズの多様化など、大きく変化しており、行政課題は複雑化・高度化しています。

一方で、少子化・高齢化の進行による生産年齢人口の減少は、今後、職員数の確保に対しても大きな影響を及ぼすことから、行政サービスを安定的・継続的に提供していくためには、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、組織力を向上させることが重要となります。

行政経営という観点から、人材を財産と捉えて投資することでその価値を最大限に引き出し、組織目標を達成するためには、これまでの業務の進め方を見直し、デジタル・トランスフォーメーション (DX) の推進などによる業務改善に取り組み、業務の効率性を向上させる体制づくりが不可欠であり、そのための人材の確保・育成・活用に一体的に取り組んでいく必要があります。

取り組みの方向性

①多様な人材の育成・活用

職員が、個々の特性に応じて主体的に能力を伸ばし、必要なスキルを身につけられるよう、中長期的な視点に立って人材育成を行うとともに、成果の適正評価、ポストにふさわしい人材の最適配置、能力・実績に応じた適正処遇を戦略的に実施する人材マネジメントの考え方により、職員の成長が組織力の向上につながるよう努めます。

定年引上げに伴い、60歳以降も働き続ける職員が増加することが見込まれる中で、 高齢期職員*の豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するとともに、次世代への 継承に努めます。

変化する社会情勢に柔軟に対応するため、変革することをおそれない自律的な人材の育成、新しい知識やスキルを学ぶリスキリング*の機会の提供に取り組むとともに、デジタル化を推進する人材など、確保・育成が難しい専門人材については、民間の副業人材*を活用するなど、必要な人材を補完する取り組みにより、行政サービスの質の向上を図ります。

[※]高齢期職員:本計画では、60歳以上の職員のことをいう。

リスキリング:新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に 適応するために、必要なスキルを獲得する/させること。

副業人材:本業の活動時間外で別の仕事を請け負っている人材。

②組織力向上のための職場環境づくり

働き方に対するニーズも多様化する中で、職員がその能力を発揮し、高い意欲を持って職務に取り組めるよう、仕事と私生活、育児や介護等との両立や、やりがいと業務の効率性をともに高められる働き方改革の推進など、多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備に努めます。

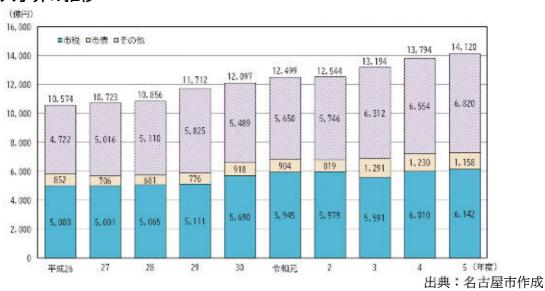
性別や年齢、ライフステージにとらわれない職務分担や幅広い職域における柔軟な人事配置、障害者雇用の促進等、職員がそれぞれの個性と能力を活かし、安心して働くことができる職場環境の整備、意識・風土の醸成に努めます。

持続可能な財政運営の推進

本市の財政状況を見渡すと、歳入の根幹である市税は、令和 3 (2021) 年度に新型コロナウイルス感染症への対応に関する税制上の措置の影響などにより落ち込んだものの、令和 4 (2022) 年度からは 6,000 億円を超えています。

また、道路や公園などの公共施設の整備などの財源である市債については、後年 度に償還する必要があることから、将来世代に過度な負担を残さないような活用に 努めています。

■ 歳入予算の推移



歳出予算の過去 10 年間の推移では、義務的経費が大きく増加しており、令和 5 年度予算では、7,753 億円となりました。これは福祉や医療などの扶助費の増加が主な要因です。また、投資的経費は、市の将来も見据えた積極的な投資に取り組んでいるため近年増加しています。

歳出予算の推移



出典:名古屋市作成

本市の財政状況は、義務的経費割合は 54.9% (令和 5 年度当初予算)、経常収支 比率は 95.1% (令和 3 年度決算)となるなど硬直的な状態ですが、歳入に占める自 主財源の割合が 58.7% (令和 5 年度当初予算)と指定都市の中で比較的高く、法律 に基づいて算定する健全化判断比率についても実質公債費比率が 7.2%、将来負担 比率が 94.2% (令和 3 年度決算)と基準値の範囲内にあることなどから、一定の健 全性を維持しているものといえます。

こうした中、本市は近い将来、本格的な人口減少局面を迎えるとともに、少子化・ 高齢化のさらなる進行に伴う生産年齢人口の減少が見込まれ、歳入の根幹である市 税は大きな伸びを期待することが難しい一方で、扶助費などの義務的経費はさらな る伸びが避けられないものと想定されます。

そのような状況でも、防災・減災、国土強靱化等に資する公共投資のほか、当地域のさらなる発展のための原動力となる成長分野への投資を着実に進める必要があります。

取り組みの方向性

戦略的・計画的な財政運営の推進

効果の薄い事業は見直し、より効果の高い事業に振り向け、全体として市民サービスを確保するという考え方のもと行財政改革に取り組むとともに、税源のかん養という視点を取り入れながら戦略的に施策を展開し、市税収入の拡大を図ります。 また、この計画に掲げた本市がめざす5つの都市像の実現に向けて施策などを安

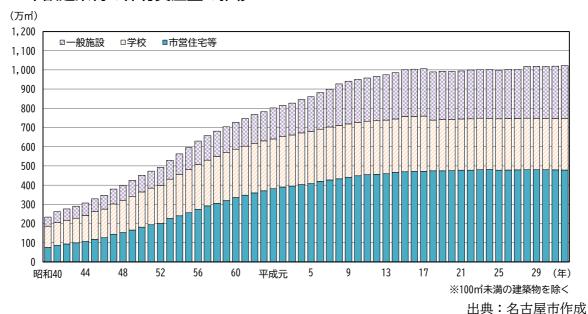
定的に推進していくためには、それを下支えする財政が引き続き健全性を維持する ことが重要であることから、将来世代に過度な負担を残さないよう、世代間の負担 の公平にも配慮した計画的な財政運営に努めます。

アセットマネジメントの推進

庁舎や市民利用施設・学校・市営住宅などの市設建築物、道路・河川・公園などの公共土木施設、浄水場・水処理センターや配水管・下水管などの上下水道施設、地下鉄トンネルや地下鉄駅・バス営業所などの交通事業施設といった本市の保有する公共施設は、その多くが昭和30年代から60年代を中心に整備されており、多くの施設が更新の時期を迎えます。

こうした中で、継続的かつ持続可能なコスト管理のもと、安心・安全な公共施設の維持管理・更新を推進し、社会的ニーズに対応した公共サービスを提供していくために、施設の長寿命化、施設の再編整備、保有資産の有効活用の取り組みを進めます。また、取り組みにあたっては、耐震対策をはじめとする災害に備えた整備、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、環境配慮、デジタル技術の活用についても推進します。

■ 市設建築物の保有資産量の推移



取り組みの方向性

①施設の長寿命化

公共施設を点検・診断等の結果を踏まえた上で、計画的かつ効率的に維持管理するとともに、社会的ニーズに応じた機能向上を図ることができるよう、大規模改修や予防保全による維持管理など個々の施設に応じた対策を行います。

②施設の再編整備

特定の施設を対象とした個別最適ではなく、市全体を俯瞰した全体最適の実現をめざし、財政状況に配慮しながら、将来にわたって持続可能なサービスの提供が可能となるよう、適正な施設機能を確保しながら、保有資産量の適正化を実現するため、施設の規模の見直しや、機能の統合、集約化・複合化、用途転用、廃止等を進めます。

また、施設の運営や維持管理・更新にあたり、PPP/PFI の積極的な活用を進めます。

③保有資産の有効活用

保有する資産のうち、余剰となった資産については、活用見込みや資産価値など を踏まえて、売却や貸付を進めます。

また、市有施設などでの広告事業・ネーミングライツの導入を進めるとともに、 行政と民間が共同し、保有する資産を活用した新たな事業機会の創出などに取り組 むことで、さらなる有効活用を推進します。

危機事象への対応

平成 27 (2015) 年に水防法が改正され、発生頻度は低いものの過去の災害を上回る、想定し得る最大規模の風水害への対応が求められるようになりました。また、南海トラフ地震の発生確率が今後 30 年間で 70~80% (40 年間で 90%程度) と切迫度が高まるなど、地震への懸念も依然として高くなっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民生活や事業活動は深刻な影響を受けただけでなく、一時的に緑区役所の業務が全面停止するなど、危機発生時の業務の継続についても課題が顕在化しました。

加えて、ミサイル攻撃をはじめとした武力攻撃、大規模テロや長期間に及ぶ停電 などのさまざまな事象にも備えておくことが必要です。

ひとたび大規模災害や重大な感染症等が発生すれば、市民の生命・身体・財産の 保護や都市機能の維持・早期回復を図るため、すべての職員が総力を挙げて、速や かに対応する必要があります。

そのため、平常時から研修や訓練を通して職員の危機意識を醸成するとともに、 あらゆる危機に対応できる体制を整えていくことが求められています。

取り組みの方向性

①平常時からの備え

危機に備え、事前の準備、体制、基本的方針等を定めるほか、非常時の業務に即座に対応できるよう業務マニュアルを整備するとともに、職員の職階に応じた研修及び行政・市民・関係機関等が一体となった訓練等を実施します。

また、大規模災害や重大な感染症等の発生時に速やかに対応できるよう、平常時から組織全体で危機感を共有し、職員一人ひとりが日々の職務と同様の高い使命感を持って、非常時への対策に努めます。

そして、非常時においても行政機能が停止しないよう、最低限継続しなければならない行政機能を明確化するとともに、災害や感染症の規模や特性に応じた適用段階の細分化を行い、円滑な行政運営ができるよう努めます。

加えて、大規模災害発生時に防災拠点となる施設については、応急災害対策活動 を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を 踏まえ、必要な対策を講じます。

大規模災害や重大な感染症等の発生に備え、デジタル技術をフル活用するととも に民間とも連携をしながら効果的な対策を推進していきます。

②危機発生時の対応

大規模災害発生時には、住民の生命を守るため、職員各自が「自分が何をすべきか」を認識して行動するとともに、防災拠点の機能確保や災害情報の迅速な把握、消火・救助体制の確保、医療機能の確保等、迅速な対応により、被害が拡大しないよう努めます。

また、被災後においては、被災地域の速やかな復旧・復興に向けて、ステージに 応じた、被災者への切れ目のない支援を継続的に実施するとともに、住まいの再建 や生活に密着したインフラの復旧とあわせて産業・社会経済活動の再生に努めます。

重大な感染症の発生時には感染拡大の起点となっている場所や活動を迅速に調査して効果的な対策を講じるとともに、適切な保健・医療体制を確保し、感染症による市民・企業等への影響を考慮した支援策を講じます。

そして、大規模災害発生時や重大な感染症のまん延時等には、市民の方の混乱を 招かないようリアルタイムで正確な情報発信を行い、被害最小化を図ります。

さらに、武力攻撃や大規模テロといった想定外の事象に対しては、関係機関等が 連携して迅速かつ効果的に対処して被害の軽減を図るとともに、発生事象及び対応 に関する正確な情報を速やかに市民に提供して混乱の防止に努めます。

(4) 名古屋市がめざす大都市制度

「特別市」制度の創設

本市は、市民に最も身近な基礎自治体として、質の高い行政サービスを提供するだけでなく、生活圏・経済圏が拡大し、住民ニーズが多様化・複雑化する中で、圏域の中枢都市として、大都市特有の行政需要への的確な対応が求められています。

一方で、現行の指定都市制度**は、幅広い行政サービスを提供する大都市への事務配分の特例等がありながら、税財政制度に関して、税制上の措置が不十分であり、道府県と指定都市間の役割分担も不明確であるなどの課題があります。

そのような中、基礎自治体としての「現場力」と高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により複雑多様な行政課題に対応するためには、その能力・役割に見合った権限と税財源を十分に持ち、将来にわたり効率的かつ機動的な大都市経営を可能とする、実態に即した新たな大都市制度を創設することが必要です。

取り組みの方向性

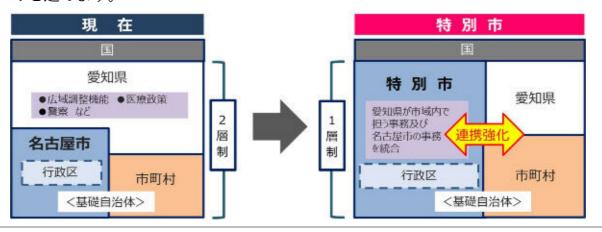
①新たな大都市制度の創設に向けたはたらきかけの強化

特別区設置制度*に並ぶ新たな大都市制度として、市域内において地方が行うべき事務を、「現場力」と「総合力」をあわせ持つ基礎的自治体である大都市が一元的に担い、県から行財政面で自主・自立した「特別市*」制度の創設を他の指定都市と連携して国等に強くはたらきかけます。

②現行制度における改革の推進

現行制度においても、自主的・自立的な行財政運営が可能となるよう、国・県からの権限・税財源のさらなる移譲に向けた取り組みを進めます。

また、区役所の機能強化、地域活動の支援など、住民自治の充実に向けた取り組みを進めます。



※**指定都市制度**:旧特別市制度に代わり、政令で指定された人口 50 万人以上の大都市に対し、道府県の事務の一部を、法に基づき移譲する制度。

圏域における自治体連携の推進

名古屋大都市圏は、市町村の境界を越えて市街地が連なるとともに、人口や高度 な都市機能が集積し、経済・社会・文化の面で一体的な圏域を形成しており、圏域 内では多くの企業、人々が行政区域を越えて活動しているため、既存の行政区域に とらわれることなく、広域的な視点から圏域内の行政課題を考える必要があります。 その際には、本市と近隣市町村のそれぞれが有する強みを活かし、それぞれの持 つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔 軟に見直す視点が重要となります。

取り組みの方向性

圏域における自治体連携の推進

本市は圏域の自治体との連携をこれまで以上に積極的に推進し、強い大都市圏の 形成をめざします。特に、日常生活・都市活動において密接な関係にある近隣市町 村とは、「広域的な運命共同体」との認識のもと、連携・協力関係をより一層強化 し、圏域における自治体連携をリードします。



※特別区設置制度:大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づき、道府県の区域内において 関係市町村を廃止し、特別区を設ける制度。

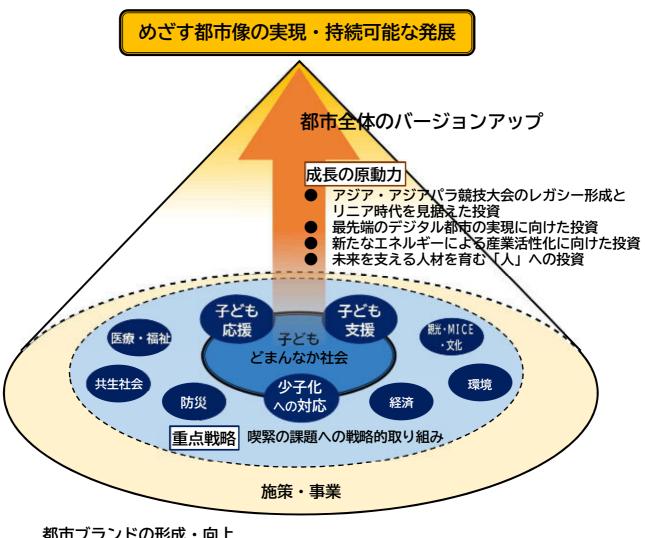
特別市:指定都市が共通して使用している「特別自治市」の通称。

2 重点戦略

ここでは「めざす都市像」の実現に向けて、「名古屋を取り巻く状況」を踏まえ計 画期間内において優先的に取り組む戦略を、選択と集中の観点から、「重点戦略」と して設定します。今後、重点戦略に位置づけられた取り組みに対して、行政資源を 優先的に集中して配分することにより計画全体を着実に推進していきます。

また、将来にわたり名古屋大都市圏の活力を維持し、さらなる地域の発展に向け た好循環につなげていくため、重点戦略のうち特に未来につながる先行投資の要素 が強い分野を「成長の原動力」として設定します。これを本市の将来の成長に向け て必要な投資をする際の視点として掲げ、推進していきます。

■ 重点戦略の体系(イメージ)



都市ブランドの形成・向上

=住んでいる人が誇りに思う、すべての分野において高水準で調和のとれた都市

住みやすい都市 訪れたくなる都市 **働きやすい都市**

投資したくなる都市

重点戦略の考え方

本市は今、激動する時代の大きな転換点を迎え、今後本格化する人口減少や少子化・高齢化に伴う人口構造の変化、デジタル化・脱炭素化への世界的な動きの加速による産業構造の変化など、かつて経験したことのない社会経済情勢の変化に直面しています。こうした中で、SDGs 未来都市として、「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念のもと、これまで歴史の中で先人たちが築き上げてきた名古屋の強みを活かし、より強く活力あふれる新たな名古屋を創造していく必要があります。

そのため、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を起爆剤として、"人中心" "住みやすさ" "強い経済力" "にぎわい" "持続可能性" を兼ね備えた「リニアがつなぐ巨大交流圏の中心で躍動する都市、誰もが幸せと希望を感じられる名古屋」を実現するため、未来につながる好循環を生み出す投資を積極的かつ戦略的に行います。

特に、国全体、そして本市においても進行している少子化への早急な対応が不可欠です。少子化は、将来にわたり都市活力を低下させ、地域社会のさまざまな基盤の維持を困難とするなど、子どもから高齢者、さらにはこれから生まれてくる将来世代を含めた全世代の日常生活や人生設計(ライフデザイン)に深刻な影響を及ぼしかねません。少子化への対応を中長期的な最重要課題に位置づけ、誰もが将来に希望を持ち、望むライフデザインを実現できる社会をめざします。そして、その効果を地域や経済の活性化や、よりよい行政サービスにつなげていくことで、将来世代に希望をつなげていけるよう、全力で取り組んでいきます。

| 戦略1 | 若い世代が将来に明るい展望を持ち、結婚・子育ての希望を | かなえられるよう、社会全体で応援します

戦略2 誰一人取り残すことなく、子ども・若者の希望や夢を 社会全体で応援します

戦略3 一人ひとりに応じたやさしい福祉を実現し、ともに支え合い 活躍できるまちづくりを進めます

戦略4 災害や感染症から市民の命と産業を守り、安心・安全な暮らしを 確保します

戦略5 独自の魅力で世界から多様な人が集い交流する、環境と経済の 好循環で成長する都市をつくります

戦略1 若い世代が将来に明るい展望を持ち、結婚・子育ての 希望をかなえられるよう、社会全体で応援します

少子化の進行が加速する中、人々が希望している子どもの数などのライフデザインと現状は乖離しており、個々人の結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況があります。

その要因はさまざまなものが複雑に絡み合っていますが、若い世代が将来に明るい展望を持てるよう、雇用環境の整備や結婚の希望の実現に向けた支援、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備、地域・社会による子育て支援、子育てや教育、住まいに関する費用の負担軽減など、あらゆる分野において出会いや結婚、出産、子育ての希望を阻害する要因の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

「子どもどまんなか」の考え方のもとでは、今を生きている子ども、これから生まれてくる子どもとともに、結婚や子育ての当事者となる世代をまんなかに据えて取り組んでいくことが求められます。

そのため、個々人の多様な価値観・考え方を尊重するとの大前提のもとに、若い 世代が結婚や妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、互いの多様な生き 方を尊重しつつ、希望どおり結婚し子どもを持てる社会をつくり、未来の世代につ なげていかなければなりません。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

- (1) 若い世代が希望を持って暮らし、安心して結婚し、子どもを生み育てられる環境づくり
 - ① 出会いや結婚の希望をかなえる支援

若い世代が、結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し 希望を抱くことができるよう支援に取り組みます。また、出会いや結婚を希望 する若い世代を支援するとともに、自分らしく生きることができるよう社会全 体で応援する機運の醸成に取り組みます。

- ② 妊娠前から子育てにわたる医療・相談・育児支援 妊娠・出産に関する希望がかない、誰もが安心して子どもを生み育てられる よう、妊娠前から子育てにわたり切れ目なく医療支援や相談支援、育児支援に 取り組むことで、不安や負担を軽減します。
- ③ 就学前の子どもの育ちの支援

よりよい保育の実現のため、保育の質の向上に取り組むとともに、多様な保育のニーズに対応するため、さまざまな保育の充実を図ります。また、引き続き、保育所等利用待機児童が発生しないよう取り組みます。

④ 放課後等の子どもの居場所づくりの支援

共働き家庭などの「小 1 の壁*」や放課後児童クラブの待機児童を解消するとともに、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、居場所づくりに取り組みます。

⑤ 社会全体での子育てしやすい環境づくり

社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、子育て世代の支援を進めるため、 地域での子育て応援、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境整備と家 事・育児に参加する意識の醸成、子育て世帯の子育てや教育、住まいなどに関 する経済的負担の軽減など、行政だけでなく地域や企業とも連携した支援に取 り組みます。

⑥ 若者の自立支援と雇用環境の整備

若い世代が自らの希望するライフデザインを実現し、結婚や妊娠・出産、子育ての希望の実現にもつながるよう、社会全体で若者の自立を支援するとともに、雇用の安定に取り組みます。

⑦ 働き方改革及びワーク・ライフ・バランスの推進

育児・家事、趣味などの時間を確保するとともに、出会いや結婚の希望の実現にもつながるよう、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進など多様性(ダイバーシティ)のある働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

■少子化の主な要因(国の少子化対策大綱より)

結婚に関する事項 (未婚化・晩婚化)

少子化の主な要因のうち、特に未婚化・晩婚化の影響が大きい。

若い世代の多くは「いずれ結婚する」ことを希望しているが、「<u>適当な相手にめぐり</u> 会わない」、「資金が足りない」との声がある。また、「<u>一生結婚するつもりはな</u>い」という若者も微増傾向。

子育てに関する事項 (有配偶出生率の低下)

未婚者・既婚者ともに平均して2人程度の子どもを持ちたいとの希望があるが、「<u>子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「これ以上、育児の負担に耐えられない</u>」、「<u>仕事に差し支える</u>」といった声があり、夫婦の平均理想子ども数、平均予定子ども数は低下傾向。

■ライフサイクル・要因×背景別の課題

	若年期			子育て期					
~18歳	20歳代~	結婚	妊娠・出産	0歳~	3歳~	小学校	中学校	高等学校	大学
若年層の経済的な不安定さ 子育て中にかかる費用負担の重さ									
一生結婚するつもりがないという意識。家事・育児の負担の偏り									
出会いの機会の減少 仕事と子育ての両立の難しさ									
年齢や健康上の理由			子育て中の孤立感や負担感						
社会全体で出会い・結婚、妊娠・出産、子育てを支えていく機運の醸成や環境づくり									

[※]**小1の壁**:小学校に入学した途端に放課後の預け先がなくなるなど、小学校低学年時に仕事と子育て の両立が困難になる問題。

戦略2 誰一人取り残すことなく、 子ども・若者の希望や夢を社会全体で応援します

子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であり、子どもの権利を保障するとともに、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援しなければなりません。また、将来の予測がより困難となっている時代において、子ども一人ひとりが個性や能力を活かしながら、未来に向けて自らの将来を切りひらく力の育成が必要です。

また、子どもが抱える悩みや困難は、子どもや家庭を取り巻くさまざまな要因により、多様化・複雑化しています。子ども自身も周囲も気づきにくい問題を含むさまざまな課題の解決に向けて、地域や学校などと連携した切れ目のない積極的な支援が特に必要です。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) すべての子ども・若者の可能性を引き出し、未来をつくる力を生み出す学びの 推進

① 子どもの個性や能力を伸ばし、自ら学ぶ力を育てる学びの推進 すべての子どもたちの可能性を引き出すよう、子ども一人一人の興味・関心 や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ると ともに、主体的に社会の形成に参画できる力を育成します。

また、子どもが自分の将来について、職業だけでなく社会の中での自分の役割を考え、自分らしい生き方を実現していけるよう、発達段階に応じた支援などに取り組みます。

② 豊かな心身の育成の推進

子どもたちに豊かな人間性と社会性を育み、体力の向上を図るため、スポーツ、文化活動、自然体験等、さまざまな活動を通じて豊かな心身の育成を推進します。

③ 社会の発展を生み出す力を育成する学びの推進

子どもや若者の将来の可能性をひろげ、社会で活躍できる力を育成するため、 グローバル化やデジタル化の進展をはじめとした成長を続ける社会で活躍で きる人材の育成を進めます。

また、日本有数の大学の集積地であることを活かし、学生の自発的な活動の 推進など、若者が学び活躍できる環境づくりや大学と連携したまちづくりを進 めます。

(2) 学校・地域と連携した子ども・若者や家庭への切れ目のない支援の推進

- ① 誰一人取り残さない子ども・若者や家庭に対する切れ目のない包括的支援 さまざまな困難を抱える子ども・若者や家庭に対して、教育や福祉、保健、 医療などの面で連携した切れ目のない支援を行い、子どもが安全・安心で健や かに成長できるよう支援します。
- ② 支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援

いじめや不登校、虐待、貧困などの子ども・若者に関するさまざまな課題を早期発見し、迅速に対応するため、子どもたちの居場所・セーフティネットとして身体的・精神的な健康を支えるという学校の福祉的役割をより一層発揮するなどして、子ども・若者や家庭へ支援を確実に届けるアウトリーチ型も含めた支援に取り組みます。

また、医療的ケアが必要な子どもを含む障害のある子どもが、安心して生活を送ることができるよう、身近な地域や学校等での寄り添った支援に取り組みます。

戦略3 一人で

一人ひとりに応じたやさしい福祉を実現し、 ともに支え合い活躍できるまちづくりを進めます

超高齢社会を迎えた本市においては、健康寿命を延伸するための予防医療の充実や地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、救急医療等を充実させ、当地域全体の医療・介護の充実・発展を図る必要があります。そのため、本市と名古屋市立大学がさまざまな医療機関や介護事業者などと連携し、医療と介護を切れ目なく複合的に提供する体制を構築するとともに、救急医療体制*等の充実を図り、市民一人ひとりに適切な医療・介護を提供していくことが重要です。

また、少子化・高齢化の進行や単身世帯、核家族世帯の増加などに伴い、生活課題の複雑化や人と人とのつながりの希薄化が進んでいます。さらに、価値観やライフスタイルなどが多様化する中で、性別や年齢、障害の有無、国籍などに関わらず、地域や職場などで自分らしく活躍し、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていくことができる共生社会の実現をより一層進めていく必要があります。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1)健康で安心して暮らせる健康長寿のまちづくり

- ① 予防医療・健康づくりの推進、先進的な研究の推進 生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることができるよう、世代に応じた健 康づくりや予防医療を推進するとともに、社会的に関心の高い先進的な研究を 推進します。
- ② 救急医療体制等の充実 休日・夜間などでも適切な医療サービスが受けられるよう、救急医療体制等 の充実に取り組みます。
- ③ 地域包括ケアシステムの深化・推進 高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で自立して安心して暮らし続け られるよう、フレイル対策の推進や医療・介護を切れ目なく受けられる環境づ くり、認知症予防及び認知症の人やその家族に対する支援の充実などを推進し ます。

[※]**救急医療体制**:(第一次体制)風邪や急な発熱といった軽症患者に対応、(第二次体制)入院や緊急手 術が必要な重症患者に対応、(第三次体制)高度な治療を要する重篤患者に対応。

(2) 互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍できるまちづくり

① 誰もが尊重される社会の推進

一人ひとりの人権が尊重され、誰もがお互いの生き方や価値観の違いを認め 合い、互いに多様性を尊重し支え合うまちづくりを推進します。

② バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全で快適に生活できるバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、アジア・アジアパラ競技大会の開催も契機としながら、都市施設などのハード面の整備や広報・啓発を通じた「意識のバリアフリー」を一層推進します。

③ 地域活動の推進

住みやすく愛着の持てる地域、魅力ある地域をつくるため、地域住民が課題解決に取り組んでいけるよう支援するとともに、企業や大学など地域の多様な活動主体と連携し、地域コミュニティの活性化に取り組みます。また、NPOやボランティアなど地域の多様な活動の担い手の育成・支援に取り組みます。

④ 一人ひとりが自分らしく暮らし活躍できる地域づくり すべての人がそれぞれの持つ個性や能力を最大限発揮し活躍できるよう、高 齢者や障害者、外国人市民**への支援や女性の活躍推進などに取り組むととも に、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよ う、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革に取り組みます。

⑤ 困難を抱える人への支援

地域での切れ目のない支援体制を構築し、誰もが望まない孤独や孤立に陥らず、人と人とがつながり支え合う地域共生社会づくりを推進するため、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を構築するなど、困難を抱える人を誰一人取り残さない支援に取り組みます。

[※]**外国人市民**:市内に住所を有する外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど、外国の文化を背景に持つ人や、外国にルーツを持つ人。

戦略4

災害や感染症から市民の命と産業を守り、 安心・安全な暮らしを確保します

大規模災害の発生が懸念される中、南海トラフ地震や想定し得る最大規模の風水 害に備えた災害対応の強化が求められており、特にハード・ソフトが一体となった 事前防災対策の強化を加速させていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応から得た有事における健康危機への対応力を、平時から継承・強化し、市民一人ひとりの命と健康を守ることができるよう備えておかなければなりません。

さらに、高齢化が一層進行し、地域のつながりも希薄化する中で、市民の安心・安全な暮らしを守るため、これまで以上に地域ぐるみで犯罪抑止や交通安全対策に取り組む必要があります。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1) あらゆる災害から命と暮らしを守る対策の強化

① 逃げ遅れゼロをめざす防災対策の強化

南海トラフ地震や想定し得る最大規模の風水害に備えすべての市民の命を 守るため、住民避難を軸としたさらなる避難対策の強化に取り組むほか、行政・ 民間の枠組みを超え、また市町村間での連携した防災対策に取り組みます。

② 防災人材育成の推進

市民や事業者それぞれが災害を「自分事」として捉え、日頃から防災・減災 を意識して行動し、協力してお互いに助け合うことができる関係を構築できる よう、防災知識の習得やスキル向上、訓練などの支援を通じて地域防災力の向 上につなげていきます。

③ 災害対応力の強化

災害時に市民の命を守り、その後の被害拡大を防ぎ、さらに社会活動を早期 に再開させるため、防災拠点の機能強化、受援体制*の確立、物資等供給体制 の充実、良好な生活環境の確保などによる災害対応力の強化に取り組みます。

④ 都市防災機能の強化

災害時にも一定の都市機能が確保できるよう、都市基盤施設の耐震化や浸水 対策など都市防災機能の強化と適切な管理に取り組みます。

[※]**受援体制**:災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用するための体制。

(2) 新興・再興感染症への健康危機管理対応力の強化

① 重大な感染症の発生を見据えた健康危機への対応力強化

今後の重大な感染症の発生を見据えて、平常時からの備えとして、市保健所や保健センター等の機能強化、職員の人材育成や動員体制の構築、名古屋市立大学医学部附属病院群*や市内医療機関との連携による感染者増加に対応可能な保健医療提供体制の確保、必要な物資・医療資機材の備蓄・更新、市民・事業者の感染症対応力の向上など、健康危機への対応力強化を図ります。

(3)犯罪や交通事故のない安心・安全な地域づくり

① 犯罪の抑止・交通安全対策の強化

地域の防犯力の向上や子どもの命を守る交通事故対策、高齢者が関わる交通 事故への対策など、ハード・ソフト両面の相乗効果による犯罪抑止・交通安全 に行政・地域が一体となって取り組みます。

[※]**名古屋市立大学医学部附属病院群**:名古屋市立大学病院、東部医療センター、西部医療センター、み どり市民病院及びみらい光生病院をいう。

戦略5

独自の魅力で世界から多様な人が集い交流する、環境と経済の好循環で成長する都市をつくります

今、この圏域は、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業といった、国際的な都市間競争力を高め、さらなる飛躍を遂げるための大きな機会を迎えようとしています。特に、令和9(2027)年のリニア中央新幹線(品川-名古屋間)開業から大阪へ延伸するまでの少なくとも10年間は、名古屋駅が西の終着駅となるため、名古屋がより一層飛躍するための貴重な期間になります。これらの千載一遇のチャンスを活かし、業務機能や商業・娯楽・芸術文化施設等のさらなる集積など国内外から人や企業が集い活躍できる都市機能の充実と、訪れたくなる魅力的なまちづくりを一体的に進めることにより、相乗効果を生み出し、圏域の成長をけん引する新たなまちづくりを進めていく必要があります。

また、この機会に都市の内外から活力を引き出すため、公共交通を中心とした持続可能な交通体系の実現とともに、さらなる技術の活用による快適でスマートな移動環境を実現し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成し、まちづくりと交通が連携した取り組みを強化することが重要となります。

さらに、気候変動の影響で社会を取り巻く環境は変化しており、本市の持続的な発展や良好な環境を次世代に引き継ぐためにも、令和 32 (2050) 年までの脱炭素社会*の実現に向けて市民・事業者・行政が一体となって取り組む必要があります。

◇ 戦略の柱と推進する取り組み

(1)スマートで居心地が良く、交流を呼び込む都市機能の充実

① 都市機能を支える基盤・ネットワークの強化

リニア開業の効果を最大化し、名古屋大都市圏の中枢都市として圏域の発展を支えるとともに、国際的・広域的な拠点機能や物流機能を高めるため、名古屋駅周辺地区・栄地区・金山地区などの都市機能強化や、中部国際空港第二滑走路の整備など、圏域の産業・経済を支える広域交通ネットワークの強化などを進めます。

[※]**脱炭素社会**:人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収 される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

② 先進技術による快適な移動環境の実現

誰もが快適に移動できる環境の実現と都市の回遊性の向上を図るため、ICT や自動運転技術などの先進技術の活用により、基幹的公共交通の機能強化や公 共交通の利便性向上、地域のニーズに応じた移動環境の形成などを進めます。

③ ウォーカブルなまちづくり

官民が連携し、多様な交流・にぎわいと快適なまちの回遊を創出するため、 名古屋の特徴である豊かな道路などの公共的空間をはじめとする既存ストックを活用し、ウォーカブルな空間を形成します。

(2) 脱炭素型・循環型・自然共生まちづくり

① 脱炭素社会の実現に向けた取り組みの推進

将来の世代も安心して暮らせる持続可能な社会をつくるため、市民・事業者・ 行政が一体となり、あらゆる場面で徹底した省エネを進め、エネルギーの地産 地消にもつながる再生可能エネルギーの導入や脱炭素社会の鍵となる水素エ ネルギーの利活用の推進などを図るとともに、脱炭素化をイノベーション創出 や事業成長につなげるなど環境と経済を両立させ、脱炭素社会の実現に向けた 取り組みを推進します。

② 循環経済への移行の加速化

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換のため、これまでの廃棄物・環境対策としての 3R*に加え、資源循環とビジネスが融合した社会の形成を図り、循環経済への移行の加速化に取り組みます。

③ グリーンインフラ*の取り組みによる自然共生社会の実現

豊かな自然環境や生物多様性を保全し、将来にわたって自然と共生する社会を実現するため、グリーンインフラの取り組みを通じた持続可能で魅力的な地域づくりに取り組みます。

^{※3}R:「Reduce=リデュース(発生抑制)」、「Reuse=リユース(再使用)」、「Recycle=リサイクル(再生利用)」の3つの頭文字をとった言葉で、ごみ減量のために必要な取り組みを表す。 グリーンインフラ:自然環境が有する多様な機能(生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など)を積極的に活用して、さまざまな効果を得ようとする取り組み。

(3) 新たな挑戦を後押しし、激化する都市間競争に打ち勝つ産業力強化

① イノベーションの創出による経済活性化

近年、社会情勢や産業構造が著しく変化する中においても、この圏域が持続的な成長を遂げていくため、スタートアップ・エコシステムの形成を通じてスタートアップを創出するとともに、オープンイノベーション*を促進し、あわせてイノベーションの担い手となる人材を育成します。

② 中小企業の経営基盤強化

本市の経済や市民の雇用・暮らしを支える中小企業の技術力・販売力・サービス向上力を強化するため、想定外のリスクや、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、グリーン・トランスフォーメーション*(GX)などの新たな課題へ柔軟かつ機動的にチャレンジする中小企業の取り組みを支援します。

③ 地域商業の活性化

名古屋大都市圏の中枢都市として、域内経済の活性化・持続的な発展に向け 商店街の魅力向上など、地域商業の活性化に取り組みます。

(4) 名古屋らしさで世界を魅了する、何度でも訪れたくなるまちづくり

- ① 名古屋ならではのストーリーで世界を魅了する国際観光MICE都市の実現コロナ禍で落ち込んだ観光需要の回復・拡大に向け、本市の強みである歴史、文化・芸術、産業、食文化をはじめとした観光コンテンツの磨き上げや、さらなる情報発信を通じた観光客誘致を推進するとともに、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業を契機とした新たなターゲットを見極めた戦略的な観光プロモーションやPR、ソフト・ハード両面での受け入れ環境の整備、MICE*を推進します。
- ② スポーツの力による都市活力の強化

アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機としてスポーツによる都市ブランドの向上と都市活性化を図るため、スポーツ施設などの整備、大会後の継続的な大規模競技大会などの誘致・開催、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会や場の提供、アーバンスポーツ*・e スポーツ*といった新たなスポーツの推進、官民が連携したスポーツツーリズムの推進などに取り組みます。

[※]オープンイノベーション:新技術・新製品の開発に際して、組織の枠組みを越え、広く知識・技術の 結集を図ること。

グリーン・トランスフォーメーション:産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造を クリーンエネルギー中心へ転換すること。

MICE (マイス): 企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行) Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。アーバンスポーツ: 広い場所を必要としない、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市住民が参加しやすいスポーツ。都市型スポーツ。

e スポーツ:「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉。

成長の原動力の考え方

人口減少や少子化・高齢化に伴う人口構造の変化などをはじめとした喫緊の課題へ対応する一方で、本市を飛躍的に成長させ、名古屋大都市圏の中枢都市として将来にわたり名古屋大都市圏の活力を維持し、さらにはリニアがつなぐ巨大交流圏の中心都市として日本全体の成長のエンジンの役割を果たすべく、さらなる地域の発展に向けた好循環につなげていく投資を進める必要があります。

中でも、特に未来につながる先行投資を推進するための視点として、「アジア・アジアパラ競技大会の開催とリニア中央新幹線の開業を起爆剤とした都市全体のさらなる発展・躍進に向けた取り組み」、「世界的な潮流であるデジタル技術の活用により、暮らし・産業における新たな価値の創出」、「脱炭素への対応を成長の機会と捉えた産業競争力の強化」、そして、「これらを推進し新たな名古屋をつくる人材の育成」の4つを「成長の原動力」とし、本市を飛躍的な成長に導く投資を推進します。

原動力1 アジア・アジアパラ競技大会のレガシー形成とリニア時代を 見据えた投資

原動力2 最先端のデジタル都市の実現に向けた投資

原動力3 新たなエネルギーによる産業活性化に向けた投資

原動力4 未来を支える人材を育む「人」への投資

原動力1 アジア・アジアパラ競技大会のレガシー形成と リニア時代を見据えた投資

令和 8 (2026) 年に開催されるアジア・アジアパラ競技大会と、その後に控えているリニア中央新幹線(品川-名古屋間)の開業は、本市の今後のまちづくりに大きな影響を与えるプロジェクトです。

アジア・アジアパラ競技大会については、その開催効果を一過性のスポーツイベントに終わらせるのではなく、大会のレガシーをさまざまな分野における都市の発展に活かし、リニア中央新幹線開業に向けたまちづくりへとつなげていくことが重要です。さらには、リニア中央新幹線全線開業時の巨大交流圏の中心都市として、日本の成長をけん引できるよう、ソフト・ハード双方の投資を積極的に行い、国際的な都市間競争力を一層高めていくことが重要です。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) アジア・アジアパラ競技大会の開催とレガシーの形成

大会を成功に導き、その開催効果をスポーツの振興をはじめ、交流人口の拡大や 国際交流の促進、共生社会の実現、国際競争力の強化など市民の豊かな生活につな げるため、競技会場などでの先端技術の活用や、大会の開催に向けた都市基盤整備、 大会後の活用を見据えた施設整備、大会を契機としたアジア各国への戦略的な観光 プロモーションや魅力発信、多様性への理解促進などさまざまな分野にわたるレガ シー形成に取り組みます。

(2) 多様な主体が交わり新たな価値を創造する都市の実現

リニア中央新幹線の開業による交流人口増加の効果を最大限に引き出し、さまざまな分野で活躍するグローバルなクリエイティブ人材・企業など、多様な主体の交流を通じた新たな価値を創出するため、名古屋駅周辺のまちづくりをはじめとした都心部の魅力向上や、スタートアップ創出・成長支援、イノベーションの創出、イノベーションの基盤となる企業の集積、利便性の向上につながるモビリティサービスの導入、偶然の出会いや交流、新たな気づきにつながるウォーカブルなまちづくりに取り組みます。

(3) 多様な個性と魅力で成長と活力を生み続ける都市の実現

アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機に、スポーツにより都市の活性化や都市ブランドを向上させるため、継続的な大規模スポーツ大会の誘致・開催などのスポーツを活かした魅力の創出・発信を行います。また、アジア・アジアパラ競技大会開催やリニア中央新幹線開業により新たな来訪者の増加へつながるよう、名古屋城天守閣の木造復元や熱田神宮周辺のまちづくりなど、名古屋が有する魅力資源のさらなる磨き上げや、国内外への戦略的な観光プロモーション、国際的な大規模MICEの誘致、すべての人が快適に滞在できる受け入れ環境の整備を進めます。

原動力2 最先端のデジタル都市の実現に向けた投資

本市においては、市政各分野において多様化・複雑化するさまざまな課題に的確に対応していくため、平成31(2019)年3月に策定した「名古屋市ICT活用に関する基本方針」のもとサービスや業務の改善に取り組んできましたが、コロナ禍において、医療、雇用、産業、市民生活など、あらゆる側面でデジタル化をめぐるさまざまな課題が顕在化しました。

ロボットや AI、IoT、ビッグデータなどを活用した技術革新である第 4 次産業革命の進展は、経済活動に加え、健康、医療、公共サービスなどの幅広い分野に影響を与えると考えられます。このような中で、労働生産性を高め、産業競争力を維持・強化していくことや、一人ひとりがライフステージに合った最適なサービスを選択することができる社会を実現するためには、デジタル技術やデータの利活用などを推進していく必要があります。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) デジタル "実感" 都市の実現

世界においては、コロナ禍以前から、民間部門において、データを効果的に生成・収集・利活用する企業が生まれ、急激な成長・技術革新を遂げています。

デジタルサービスの多くは民間部門における新しいアイデアから生み出されていることから、先進技術社会実証支援「Hatch Technology NAGOYA」などをはじめ先進技術に関するアイデアを民間部門より積極的に募り、都市全体をイノベーション・フィールドとした社会実装を支援するとともに、健康・医療・介護、教育、防災、子ども、モビリティ、インフラ、まちのにぎわいづくりなどの市民生活に密着している分野での率先導入を進めます。

あわせて、中小企業へのデジタル技術の導入による経営基盤強化やビジネスモデルの変革など圏域の産業競争力の維持・強化を支援します。

(2) デジタルスタンダードな暮らしの実現

デジタル技術を暮らしの標準的な手段として実装し、市民一人ひとりにより適したサービスをめざすため、行政手続のオンライン化や、スマート窓口の推進、AI などの先端技術の活用・実証実験などに取り組み実装を進めます。

原動力3 新たなエネルギーによる産業活性化に向けた投資

脱炭素への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入したことで、自動車産業をはじめとする製造業を中心としたこの圏域の産業は、100年に一度と言われる産業構造の変化に直面しています。

国全体では、令和 12 (2030) 年度までの新たな目標として、平成 25 (2013) 年度 から温室効果ガスを 46%削減することをめざすとされており、令和 32 (2050) 年までの脱炭素社会の実現と、産業競争力の維持・強化を両立していくためには、産業 構造に変革をもたらし次なる大きな成長が見込まれるエネルギー分野における投資を進めていく必要があります。

とりわけ、産業、輸送など幅広い分野での活用が期待され、脱炭素化へのキーテクノロジーとされる水素や産業から家庭まで幅広く活用されている再生可能エネルギーの利活用促進と、自動車の電動化に関連した業態転換支援への先行的・集中的な投資を進め、エネルギーの安定供給への貢献や、令和32(2050)年までの脱炭素社会の実現に向けた「環境と経済の好循環」を達成し、将来へ向け成長志向の産業構造を構築していくことが重要です。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) 水素でつくる新たな暮らし・産業

水素の利活用促進においては、本市は人口・産業・都市機能が集積する大都市として、水素の需要創出・利活用促進をけん引するため、公的部門における燃料電池 車両の率先導入など、圏域全体をリードする取り組みを進めるとともに、産業部門 における社会実装へ向けた取り組みを支援します。

あわせて、産学官・周辺自治体で連携し、水素等実装の拠点整備や環境整備、規制緩和などを推進し、新たなサプライチェーン構築を進めるとともに、都市全体での水素利活用の取り組みを進めます。

(2) 再生可能エネルギーの利活用拡大と業態転換支援

再生可能エネルギーの利活用促進として、事業者への導入支援や、公的部門での率先導入、市民・事業者への電動車の導入支援をするとともに、自動車の電動化に関連した業態転換支援として、事業者の新たな領域への挑戦や多角化への支援などを進めます。

原動力4 未来を支える人材を育む「人」への投資

現代は将来の予測が困難な時代であり、不確実性が高く変化の激しい社会においてさまざまな課題に向き合いながら豊かな未来を切りひらいていくためには、社会の中での自分の役割を考えながら自分らしい生き方を実現していく力や、柔軟な知を育んでいく必要があります。

また、少子化やデジタル化の急速な進展をはじめとする潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけではなく、労働需要のあり方にも根源的な変化をもたらすことが予想されます。そのためには、急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していく力や、一人ひとりのスキルの向上・習得により生産性を向上させていく必要があります。

創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」であることから、教育・人材育成といった人への投資を成長の源泉と捉え、未来を支える人材を育む取り組みを支援・推進することが重要です。

◇ 成長の原動力の柱と推進する取り組み

(1) 持続可能な社会の発展を生み出す人材育成

すべての子どもたちの可能性を最大限引き出し、持続可能な社会の発展を生み出す人材の基礎を育成するため、初等中等教育において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な取り組みの推進、課題発見・解決能力などを育む学習の充実を進めるとともに、キャリア教育、グローバル人材の育成などに取り組みます。

(2) 新たな時代の産業を支える人材育成

デジタル化をはじめとする大きな産業構造の変化の中においても、産業全体をレベルアップし、産業競争力を維持・強化していくため、起業家精神を持った次世代の人材育成やイノベーション人材の育成、産業を支える人材の能力をアップデートするリカレント教育*を実施するとともに、リスキリングに取り組む企業を支援します。

※**リカレント教育**:学校教育を修了した後、社会人が再び学校等で受ける教育。

3 施策・事業

「めざす都市像」を実現するために、42の施策に取り組みます。

都市像 1 人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市

- 1 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくります
- 2 ジェンダー平等を総合的に進めます
- 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に進めます
- 4 地域のつながりを深めることや地域活動を総合的に支援します
- 5 生涯にわたる心身両面の健康づくりを支援します
- 6 適切な医療を受けられる体制を整えます
- 7 生活課題を抱え支援が必要な人を誰一人取り残さないよう支援します
- 8 高齢者が個々の状況に応じて自分らしく安心して暮らせるよう支援します
- 9 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します
- 10 多文化共生を進めます
- 11 誰もが意欲を持って働けるよう、就労支援を進めます
- 12 生涯にわたる学びを通した生きがいづくりを支援します

都市像2 安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つ都市

- 13 出会いや結婚に対する希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境を つくります
- 14 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します
- 15 虐待やいじめから子どもを守り、不登校児童生徒への支援を進めます
- 16 子どもの個性等に応じた学びや協働的な学びを大切にし、確かな学力、豊かな 心と健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします
- 17 若い世代が学び育ち、活躍できるまちをつくります

都市像3 人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせる都市

- 18 災害に強い都市基盤の整備を進めます
- 19 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します
- 20 感染症対策の充実と衛生的な環境の確保を図ります
- 21 市民の命を守る消防体制の充実を図ります
- 22 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます
- 23 安心・安全でおいしい水道水を安定供給します
- 24 消費生活の安定・向上と、食の安全・安心を確保します

都市像4 快適な都市環境と自然が調和した都市

- 25 良好な都市基盤が整った生活しやすいまちづくりを進めます
- 26 持続可能な公共交通の実現と、ウォーカブルなまちづくりを進めます
- 27 歩行者や自転車にとって安全で快適な道路環境を確保します
- 28 多様なニーズに対応した安心・ゆとりある住生活の実現・継承を図ります
- 29 大気や水質などが良好に保たれた快適な生活環境を確保します
- 30 身近な自然や農にふれあえる環境をつくります
- 31 市民・事業者の環境に配慮した活動を促進します
- 32 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めます
- 33 循環型都市づくりを進めます

都市像 5 魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれた都市

- 34 世界に誇れる都市としてふさわしい都心機能・交流機能を高めます
- 35 国際的に開かれたまちづくりを進めます
- 36 港・水辺の魅力向上を図ります
- 37 魅力的な都市景観の形成を進めます
- 38 歴史・文化に根ざした魅力向上を図ります
- 39 観光・MICEの推進と情報発信により交流を促進します
- 40 スポーツを活かしたまちづくりを進めます
- 41 イノベーションの創出を促進するとともに、産業交流を促進します
- 42 地域の産業と人材を育成・支援します

※本中間案には施策体系までを掲載しています。具体的な施策・事業については、 次に公表する計画案において掲載する予定です。

名古屋市次期総合計画中間案

発行・編集 令和5年8月

名古屋市総務局企画部企画課

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話: 052-972-2203 F A X: 052-972-4418